

## 「士族の商法」再考

内山 一幸

はじめに

「士族の商法」という語句は現在でも多くの高校の日本史教科書に掲載されており、一部の中学校の教科書にも取り上げられている。今さら説明は不要であるかも知れないが、『日本国語大辞典 第二版』を繙くと同語は次のように記される。

明治維新後、士族となつた旧武士が生活のためになれない事業を起こして失敗したことをいう。不適任の人が商売などをして失敗することが目に見えていることのとたえ。

また、『国史大辞典』には単独での項目はないが、事項索引で確認すると「士族」（小西四郎執筆）の項目に、彼らが「馴れぬ商売に手を出して『士族の商法』といわれて失敗する者も多かった」とある。また「士族授産」（後藤靖執筆）と「近代」の【社会】（小西四郎執筆）の項目には永島辰五

郎画・錦絵「士族の商法」（明治十年へ一八七七）三月十五日）が掲載されている。この錦絵については語句「士族の商法」のイメージを補完する資料として、右に述べた教科書や教育用の図録にも挿絵として掲載されている。

もつとも、明治維新後の士族のうち実際にどの程度の人数の士族が商売に手を出して、どのくらいの割合で商売に失敗したかは正確なデータは存在しない。また、士族授産事業のような結社や会社について言えば、マクロな視点で眺めれば彼らの事業は失敗したと評することができるかも知れないが、地方の士族の実態を分析した近年の研究は、「士族の商法」のような士族像は一面的であると批判する<sup>②</sup>。つまり実際の士族の生活状況やその経営手腕は多様であり、一言では語るこゝとができないのである。それにも関わらず、士族による商売が「士族の商法」という一元的なイメージで語られること自体が問われなければならないまい。したがってひとまず「士族の商法」を言説として捉え直してみる必要があると筆者は考え

る。

ところでこの「士族の商法」の説明する際に、ほかの歴史用語とは異なる特徴がある。教科書などが該当するが、補足資料として錦絵「士族の商法」が添えられるケースが多いという点である。しかも、その錦絵の説明には、士族が威張っていたから商売に失敗したとあるように、彼らの属性にその原因が求められる。例えば、現在、中学校の教科書では唯一、日本文教出版社がこの錦絵を掲載しているが、その教師用の指導書には次のようにある。

身近な商店の接客を想起させ、画面左の帳場に座る店主と比較しながらこの図にあるような商売のやり方が、成功するかどうかも考えさせたい。この時の士族の失敗は、「士族の商法」という言葉で、現在も残っている。<sup>(3)</sup>

右の説明からは、商売に失敗することを前提として帳場に座る人物の姿に目を向けさせて、同人の「接客」態度を否定的に読み取らせようとしていることは明白であろう。

もつとも、この錦絵「士族の商法」についてはいくつかの疑問がある。詳細は本論で示すが、語句としての「士族の商法」は明治七年頃に出現したと推測され、錦絵「士族の商法」は明治十年に刷られたものである。当然ながら出版された当初から錦絵「士族の商法」は語句「士族の商法」を補足するものであったわけではない。ではいつから一体化するのか、そして一体化のものとして扱われる以前はこの絵はどのように解釈されていたであろうか。これらの疑問は今日の「士族

の商法」をめぐる語り方を相対化する上で興味深い課題と思われる。

右に述べた問題関心のもとに、本稿では、第一に、錦絵「士族の商法」に対する視線の変化を検討し、第二に、「士族の商法」の多様な捉え方を明らかにする。以上の二つの課題に取り組むことにより、「士族の商法」をめぐる語り方について再考したい。

## 第一章 錦絵「士族の商法」への視線

本章では錦絵「士族の商法」に対する視線の変化の検討を行う。

### 第一節 テキストの再検討

本節では錦絵「士族の商法」が何を表現しているのかを検討したい。

先に述べたように、この絵は一般的には士族の商売の失敗を前提とした解釈がなされている。このほかに西南戦争の風刺<sup>(5)</sup>や「西郷絵」と評する研究もあるが、これらはどちらかというとき少数派であろう。もつとも、右の説明を行う際は、「有平党」や「不平おこし」という大書された目立つ文字ばかり注目されてきた一方で、それらの文字の上下に小さく記された文字やお客たちの台詞については部分的にしか注目されてこなかった。<sup>(7)</sup>しかし、この錦絵を解釈するためにも全体に目を配る必要がある。

図 錦絵「士族の商法」



出典：国立国会図書館デジタルコレクション

帳場の人の台詞

- まずは全文を書き起こしてみたい。別掲の通り、右端に画題である「士族の商法」と刷られており、その横から順番に次のように商品名と説明が並べられている。ここでは便宜上、①から⑨までの番号を付し、大書されている部分をゴシック体にしてている。また、お客たちの台詞に右から左へ向かってAからDの記号を付して並べた。なお、振り仮名は省略した。
- ① 日々出ばん 旅費鳥せんべい 御遠国出張の方より多分のお詔らへあり
  - ② 毎日新製 瓦斯提選 最早二三千西国へつみおくり候
  - ③ 新製買徳 有平党 やうやく一万計り出来直打なく大負
  - ④ お芋の頑固り 不平おこし 消化あしく崩易し
  - ⑤ 肥後の城こめにて製す 熊鹿戦べい 根団は少しもお負不申候
  - ⑥ 三菱形西洋風 蒸洋艦 売切の日多し
  - ⑦ 流行 応頼豆 二度目にはかならず御頼みに応じ御膳を据へて差上申候
  - ⑧ 肉饅頭 地震後ハ殊の外安売仕候  
一月分御詔へに候ハ、二円半より三円極々別品十円まで下落
  - ⑨ 抜刀がけ 困弊盗 世間が騒々敷につきて出来申候味ひ良しからず
- A このおこしハ一ト月や二タ月ハかちますかへ

B べつひんの肉まんぢうをくんな

C あるへいとうはずいぶんうまふございませうがせけんのみ  
やうばんハよろしくございません

D あるへりとうハうまいかね 二朱の札西だよ

(帳場の人の台詞)

しの吉やまけてはいけないよ

それぞれの商品が暗示しているものを類推してみたい。①の「旅費鳥せんべい」とは、官吏が九州へ出張して莫大な旅費をとっていることを示す。②の「瓦斯提選」は、各地で巡查として動員された士族であろう。③「有平党」はDにも見えるように、「西薩」、つまり西郷軍のことであるが、「大負」となると書かれている。さらにCで世間の評判はよくないところがある。④は「不平のおこし」は芋||薩摩を連想させ、Aにあるように一、二ヶ月くらいなら勝つかもと見なされている。⑤は熊本対鹿児島戦の戦い、つまり西郷軍による熊本城攻めを意味する。「根団は少しもお負不申候」と熊本鎮台側が籠城に耐えている様子を示す。⑥「蒸洋艦」は人員や物資を輸送していた三菱の蒸気船が不足している様子を指す。

このように、売られている品々の商品名とその説明を読むと、①から⑥については政府軍への当てこすりと同時に彼らの健闘も併記されている。これらの部分に注目すると、早稲田大学図書館発行の図録に「庶民の立場から西南戦争の不平等士族や役人等を諷刺した図」とある指摘の方が妥当であり、

士族の商売の失敗という解釈は無理があるように見える。さらに左から二番目の客(D)を見ると、お札を握って商品を求めているので、永島辰五郎はこの錦絵を通じて士族の商売の失敗を揶揄する意図は込められていなかったと言えよう。

もっとも、西南戦争の風刺画とする見方にも違和感がある。これまでの研究ではほとんど触れられることはなかったが、⑦から⑨の内容は西南戦争から離れた内容に見えるためである。具体的に示すと、⑦の「豆」と⑧「肉饅頭」である。

『日本国語大辞典 第二版』によれば、ともに女性の陰部の俗称であるという。<sup>9)</sup>⑧の肉饅頭については、お客の台詞Bの「べつひんの肉まんぢう」とも対応していよう。<sup>9)</sup>「困弊盗」は刀剣を所持した強盗の意味であろう。実際に当時の新聞でもそうした記事を見ることができるといえる。<sup>10)</sup>

後述するが、画題にもなっている「士族の商法」という語句は、この錦絵が描かれる前から使用されている。おそらく永島は明治十年時点で巷で言われていた「士族の商法」という語句に触発されて、当時の社会状況のいくつかの事象を掬い取って描いたと筆者は考えている。

## 第二節 教科書の中の錦絵「士族の商法」

前節では教科書とは異なる錦絵「士族の商法」の解釈を示した。この解釈が正しいとするならば、なぜこれまで錦絵「士族の商法」について士族が威張っているから商売に失敗したというような解釈がなされてきたのか、そして、なぜ教

表1 中学校検定教科書と「土族の商法」(昭和26~31年)

出版社名	教科書名	検定年	文字	挿絵	備考
東京書籍	『新しい日本史 中学校用』 『新しい社会3 日本の社会の発展』 『新編新しい社会3 日本の発展』	昭和28年 昭和29年 昭和30年	○ ○ ○	○ ○ ○	挿絵の説明あり 同上
日本書籍	『中学生の歴史』 『中学生の社会 時代と生活下』 『新版中学生の社会 時代と生活下』	昭和26年 昭和29年 昭和31年	○ × ×	× × ○	挿絵の説明あり
大阪書籍	『中学社会 古代から近代へ』 『新訂中学社会 過去と現在下』	昭和29年 昭和31年	○ ○	○ ○	挿絵の説明あり
中教出版	『中学生の社会科 日本史』 『中学生の社会科 近代の世界と日本』	昭和28年 昭和31年	△ △	○ ○	挿絵の説明あり 同上
実教出版	『日本と世界 歴史を中心として』 『改訂版日本と世界 歴史を中心として』	昭和29年 昭和30年	○ ○	○ ○	
実業之日本社	『日本の発展』 『日本の成長下』 『日本と世界の歴史』	昭和26年 昭和27年 昭和29年	○ ○ ○	○ ○ ○	挿絵は錦絵の模写 同上
開隆堂出版	『中学社会 歴史的内容を主とするもの下』 『中学社会 歴史的内容を主とするもの』	昭和29年 昭和31年	□ □	○ ○	挿絵の説明あり 同上
学校図書	『中学日本史』 『中学校社会 近代社会の動き (歴史的内容を主とするもの下)』 『中学校社会 近代社会の動き (歴史的内容を主とするもの下)』	昭和26年 昭和29年 昭和30年	○ ○ ○	○ ○ ○	
二葉	『中学生の日本史』 『人間の歴史Ⅰ 日本のあゆみ』 『新訂 日本のあゆみ』	昭和28年 昭和29年 昭和30年	□ ○ △	× ○ ○	挿絵は錦絵の模写 同上
秀英出版	『社会生活の進歩』 『改訂版社会生活の進歩』	昭和29年 昭和30年	○ ○	○ ○	
三省堂	『中等日本史』 『社会科中等歴史下』 『中学社会下』	昭和27年 昭和29年 昭和30年	□ □ □	× ○ ○	農業と商業の失敗を記述 同上 同上
教育出版	『歴史の流れ 下』 『歴史の流れ 下新訂版』	昭和29年 昭和31年	○ ○	○ ○	挿絵の説明あり
愛育社	『私たちの日本史 下巻』 『私たちの日本史 下巻』 『過去と現在』	昭和26年 昭和28年 昭和29年	× × ○	× × ×	
修文館	『歴史の流れ』	昭和30年	○	○	
清水書院	『中学日本史』 『改訂版中学日本史』 『日本のあゆみと世界』	昭和26年 昭和27年 昭和29年	○ ○ ○	○ ○ ○	挿絵の説明あり
帝国書院	『日本と世界 下巻』 『日本と世界 下巻改訂版』 『日本と世界』	昭和29年 昭和30年 昭和31年	○ ○ ○	× × ×	
古今書院	『社会の進歩 下』 『社会の進歩』 『社会の進歩 下』	昭和29年 昭和29年 昭和31年	× × △	× × ×	
大修館書店	『人間と歴史 下』	昭和29年	○	○	挿絵の説明あり
大日本雄弁会講談社	『中学の日本史』 『日本と世界のあゆみ』 『近代社会のあゆみ』	昭和28年 昭和29年 昭和30年	○ × ×	○ ○ ○	挿絵の説明あり 同上 同上
星野書店	『日本のあゆみ』	昭和27年	○	×	
日地出版	『世界のあゆみと今の日本』	昭和29年	○	×	「武士の商法」と記述
日本書院	『世界の動きと日本の歩み』 『中等歴史』 『改訂版中等歴史』	昭和29年 昭和30年 昭和31年	○ ○ ○	○ ○ ○	
日本教団	『中学新日本史 下巻』 『中学新日本史』	昭和26年 昭和26年	○ ○	× ×	
山川出版社	『日本のあゆみ』 『改訂版日本のあゆみ』 『人間と社会』	昭和26年 昭和27年 昭和29年	○ ○ ○	○ ○ ○	
柳原書店	『私たちの歴史』	昭和27年	○	○	
フェニックス書院	『育ちゆく日本 下巻』 『中等日本史』 『文明の進展』	昭和26年 昭和28年 昭和29年	× × ×	× × ○	挿絵の説明あり
昇龍堂出版	『中学生の日本歴史』 『中学の社会科』	昭和28年 昭和30年	△ △	× ×	

註 出版社名欄では株式会社は省略した。

文字欄の○は本文中に語句「土族の商法」を、□は本文に語句そのものはないが意味内容を、△は註記に語句を記載。

挿絵欄の○は錦絵「土族の商法」の掲載、×は不掲載を示す。

科書上で、語句と錦絵とが一体のものとして捉えられるようになったのかという疑問も生じる。前者の問いはひとまず置いておき、ここでは後者の問いを検討したい。

まず、いつから教科書に語句「士族の商法」と錦絵「士族の商法」とが使用されるようになったのかを確認しておこう。語句「士族の商法」については、戦前の国定教科書では掲載例を確認できないが、戦後の国定教科書には二例の掲載を確認できる。一つは昭和二十一年（一九四六）に発行された中学校用『日本の歴史 下』である。同書の六一頁に「その大半は、いはゆる士族の商法で失敗ををり、衣食に窮するものが続出した」とある。もう一つは、昭和二十二年に発行された師範学校用『日本歴史 下』である。同書一二〇頁に「士族は、にはかに平民と伍して農工商に従事することとなり、その多くはいはゆる士族の商法として失敗し、貧困に陥るにいたつた」とある。<sup>11)</sup>

戦後の日本史の教科書における「士族の商法」をめぐる語り方はこの段階で形成される。以下、検定教科書の使用が開始されて以降の時代を確認していこう。表1は昭和三十一年までの中学の歴史教科書において、語句としての「士族の商法」と挿絵としての錦絵「士族の商法」がどの教科書に掲載されていたかを一覧にしたものである。同表から以下の二点を指摘できる。

第一は、語句または錦絵、あるいは両方の掲載を多くの教科書で確認できる。愛育社・古今書院・フェニックス書院の

ように最初の版で採用していなくても、その後の版でどちらかを入れ込むケースも見られる。逆に語句「士族の商法」を削ったのは大日本雄弁会講談社だけであるが、それでも挿絵は残している。「士族の商法」を意味する内容まで含めると、この期間を通じて全く「士族の商法」に触れなかった教科書は極めて少なかったことがわかる。

第二は、錦絵「士族の商法」に注目すると、不掲載↓掲載のケースばかりであり、掲載↓不掲載のケースは確認できない。このことは、掲載していなかった出版社が、既に掲載していた他の出版社に追随したことを意味しよう。今日でも出版社にとって教科書の図版は採択者側に対するアピールポイントの一つになるため、出版社側は挿絵として見栄えのする絵柄を準備するという。肖像写真が多くなりがちな近現代史の章で錦絵「士族の商法」は格好の挿絵になったのではなからうか。

以上のように、「士族の商法」について語句と錦絵が一体となったのは戦後の検定教科書が出版されはじめた時期であった。今日の理解からすれば、語句としての「士族の商法」の挿絵として錦絵「士族の商法」が選ばれるのは当然のように思えるかも知れない。しかし、当時、教科書を作成していた出版社側としては国定教科書以外に前例はない。そして、その国定教科書には語句しか記されておらず、錦絵は掲載されていない。そのような条件下であるにもかかわらず、出版社側が錦絵「士族の商法」を挿絵に選ぶことができた理由も考

える必要があるだろう。右の問題については節をあらためて検討したい。

### 第三節 錦絵「士族の商法」の「発見」

本節では錦絵「士族の商法」が「発見」されて、教科書に掲載される過程を説明していく。

まず、検定教科書を起点として遡っていき。もともと、この時期の教科書において参考文献が掲載されるとしても、それらは巻末に一括される。図版の出典についてもほとんど教科書で明記されないが、唯一、大日本雄弁会講談社の『中学の日本史』（昭和二十八年検定）ではそれが記される。同書では錦絵「士族の商法」を日本近代史研究会編『画報近代百年史』（国際文化情報社）から引用したことがわかる。

しかし、『画報近代百年史』で錦絵「士族の商法」を掲載しているのは同書の四巻になるが、その刊行年月は昭和二十六年十月である。そのため同じ年に執筆された検定教科書が同書を参照したとすると時系列に齟齬が生じる。よって、検定教科書が編纂される以前から、教科書に関わる人々の目に触れやすい文献に錦絵「士族の商法」が掲載されていたと考えてみてはどうだろうか。本稿ではこの条件に該当するものとして、『日本経済史辞典』に注目したい。

『日本経済史辞典』は、日本経済史研究所が昭和八年に開設された時に、本庄栄治郎・黒正巖・菅野和太郎・中村直勝を監修者として、彼らに同研究所の所員らも加えた執筆者た

ちによって編纂された。当初は同研究所から昭和十一年から同十四年までに第一分冊から第十分冊までが刊行される。これらを上下巻と索引とに合本したものが昭和十五年に日本評論社より刊行された。<sup>(13)</sup>その後、昭和三十一年に第二版が、昭和四十年に第三版が出版されている。

同辞典には「士族の商法」が単独で立項されているが、同項目には、『実業家』（ジツギョウカ）・『士族授産』（シゾクジュサン）の項を見よ」と記されるだけで、錦絵「士族の商法」も掲載されていない。実際に両項目を引くと、「士族授産」の方には挿絵はないが、「実業家」の方には錦絵「士族の商法」が掲載されている。なぜ二項目にされたのか、そして「実業家」の方に挿絵があることの意味について検討してみよう。

まず、前者から見えていく。「事業家」の項目を執筆したのは宮本又次である。同人は菅野和太郎の研究に依拠しながら、旧武士出身の商工は、旧態の商業が行われている分野では商人に適わず「士族の商法」の言葉を残して退陣したという否定的な評価を与える一方で、新たに勃興した新産業では「旧来の商人が到底手を染め得ざるものありしたため、新進の気象に富んだ武士は此の方面に活躍するに至つた」と、分野を限定はしているが士族に対する肯定的な評価の方を強調している。

後者の「士族授産」の項目は吉川秀造によって執筆される。吉川は士族の企業経営について「士族の商法」の失敗例ばか

りという記述をしている。このほかに本庄栄治郎が「明治維新」の項目で「士族の商法」に言及しているが、ここでも士族の失敗のみが述べられている。つまり、『日本経済史辞典』の中で士族の商売に対する評価は項目によって議論が分かれているのである。「士族の商法」の項目を立てながらも、別の二項目を見よとした理由は、士族による商売に対する二つの評価を併記するための処置であったと解せよう。<sup>(15)</sup>

では、「実業家」の方に錦絵「士族の商法」が掲載されたことにどのような意味があるのだろうか。宮本は士族が設立した会社や事業を肯定的に評価している一方で、「実業家」の項目において、錦絵「士族の商法」については特に言及していない。もし仮に錦絵「士族の商法」が士族が威張っているから商売に失敗したという今日的な解釈であったならば、宮本の説明とは相容れないはずである。むしろ執筆者たちが失敗の方に重きを置いて錦絵を解釈しているのなら、「実業家」ではなく「士族授産」の項目の方に錦絵を掲載すべきであろう。つまり、少なくともこの時点では錦絵「士族の商法」は今日的な解釈で捉えられてはいなかったことは指摘できよう。

ところで『日本経済史辞典』に掲載された錦絵「士族の商法」でさらに注目すべきは、出典を遡ることができる点である。挿絵の引用元として「企業と社会」と記されている。この「企業と社会」とは、東京商科大学の上田貞次郎<sup>(16)</sup>によって大正十五年（一九二六）四月に創刊された雑誌『企業と社会』

を指す。

上田によれば、同人は発刊の一、二年前から自身のゼミの関係者で雑誌を立ち上げようとしていたが、結局、個人雑誌として刊行したという。<sup>(17)</sup> その『企業と社会』十号（一九二七年）の特集「明治大正史」の口絵に、「地券」・「富岡製糸場」・「横浜仏蘭西商館」とともに、錦絵「士族の商法」（猪谷善一蔵）が掲載された。筆者が今のところ確認できた範囲では、刊行物に錦絵「士族の商法」が掲載された最初の事例になる。これらの口絵の掲載は『企業と社会』の紙面構成としては異例である。雑誌自体は二十四号まで刊行されているが、いずれの号にも口絵はない。十号という切りの良い号数と、刊行月が「大正十六年一月」の新年号にあたるため、目立つ企画を立ち上げたのではないかと推測される。<sup>(18)</sup>

ではなぜ口絵の一つに錦絵「士族の商法」が選ばれたのか。『企業と社会』十号には上田による「日本の産業革命」という論文が載せられており、同論文中で「士族の商法」について言及されている。具体的には、「所謂『士族の商法』を出現したことを思へば財力の点においても亦彼等を軽視することとは出来ないが、固よりその主たる貢献は智識と才能にある<sup>(20)</sup>」と記される。

つまり上田が論文の本文で「士族の商法」に触れていたこと、記念号であるため口絵を用意する機会が生じたこと、そして上田の弟子の猪谷が錦絵「士族の商法」を所蔵していたこと、これらの条件が重なり合ったことで『企業と社会』十

号の口絵に錦絵「士族の商法」が掲載されたと見なせよう。ただし、『日本経済史辞典』と同じく、上田も右論文で錦絵「士族の商法」そのものに対しては一切言及していない。また、宮本と同じく、上田も「明治の中年以前における士族の役目は頗る重要であつたと信ずる<sup>(21)</sup>」と記すように、士族の役割を高く評価している。さらに猪谷も上田の議論を踏襲している<sup>(22)</sup>。つまり彼らもまた錦絵「士族の商法」を今日的な文脈で解釈してはいなかったと指摘できる。

以上、本章では錦絵「士族の商法」がどのように解釈されてきたかを考察した。錦絵「士族の商法」は戦前の文献、具体的には『企業と社会』第十号や『日本経済史辞典』に挿絵として掲載されていた。この時点では士族が威張っているから商売に失敗したとは解釈されていなかったことを示した。そのような解釈は戦後の検定教科書に掲載されて以降のことであった。

ではいつから錦絵「士族の商法」の解釈に歪みが生じたのかという本章第二節の冒頭の課題が残るが、現段階ではこの疑問に答えるだけの準備は出来ていない。念のために確認しておく、この時期の教科書に挿絵として掲載されている錦絵「士族の商法」の説明文は多様である。もちろん店主が威張っているとか不平士族を諷刺したという説明もあるが、そうではない説明もある。ここでは展望だけ述べておくと、語句としての「士族の商法」の語り方が単純化したことを背景

として、挿絵として掲載されている錦絵の「士族の商法」という画題に引き摺られたことで錦絵そのものの解釈が歪められていったと考えている。

## 第二章 「士族の商法」の語り方

前章では錦絵「士族の商法」の解釈の変化について検討した。次に、威張っている士族であるがゆえに商売に失敗したというイメージが、どのようにしてこの「士族の商法」という語句に浸透していったのかを考えてみたい。本章では語句としての「士族の商法」の語られ方の変化について検討する。

第一節 明治零年代の新聞に見る「士族の商法」の使用例  
 そもそも「士族の商法」という語句はいつから社会に浸透したのであろうか。本節ではこの点を当時の新聞の紙面で確認したい。

表2は、影印版の紙面で創刊時点から明治九年（一八七六）末までの期間において筆者が確認できた範囲で、士族が馴れない商売に手を出したことを示唆する記事の初出と、語句としての「士族の商法」の初出の事例をまとめたものである。同表から、語句としての「士族の商法」が社会に浸透するのは明治七年後半以降であることがわかる。この点は後述する宇田川文海『士族之商業』の記述や落語「士族の商法」の成立時期とも符合する。

次に「士族の商法」をめぐる語り方を同じく同時代の新聞

表2 新聞に見る「土族の商法」の初出

新聞紙名(創刊年月)	年月日	上段・意味の初出／・下段・語句の初出
『横浜毎日新聞』(明治3年12月)	明治7年10月28日 明治8年3月31日	「商業シタル土族」は「二三度ノ取り引キテ財布ヲ投げ出シ」 「土族商法ノ瓦解」
『日新真事誌』(明治5年3月)	明治8年1月28日 明治8年3月25日	「へ 平民と軒をならべて華士族か我も我もと立る商法」 「土族の商法は兎角終始を全ふせし者少なし」
『郵便報知新聞』(明治5年6月)	明治7年3月20日 明治7年11月20日	「置賜県貫属土族」が「馴れざる商法をなし」 福岡県で「土族の商法盛なれども皆空利を趨るもの多し」
『東京日日新聞』(明治5年2月)	明治7年1月25日	「貫属土人」は「馴レザル商法ヲナシテ損敗ヲ醸シ」

註 『東京日日新聞』において、明治9年末まで語句「土族の商法」の使用例は確認できなかった。

から収集してみたい。はたして土族は威張っていたから商売に失敗したという今日のな語り方ばかりなのであるうか。結論から言えば、実に多様な語り方があることがわかる。いくつか興味深い記事を紹介しよう。

『郵便報知新聞』明治八年十月八日の記事には次のようにある。

兎角土族の商法ハ何所でも彼所でもブラ／＼と遊んで居て儲かる工面をしますゆへ、先つ金貸が一番能い事と矢たらに高利を絞り取り、果てハ丸損をして喰へなくなると、青菜に塩の如く遽に天変でも降下つたよふに騒ぎ立てるが十に八九でありますが、茲に香川県下讃岐国那珂郡丸亀の日雇

蟻社ハ一名桜組と唱へ、社長ハ旧丸亀藩三橋政之、澤木某にて其外同藩の新原某及び旧多度津藩平井某等を始め土族四十六人の寄合で御座い升が、代言代書ハ云ふに及はず、人力車も挽き、軽子にも出て馬も追ひ、田を耕し何んでも彼でも賤業を厭ハす、各々桜の模様付き襟に姓名を記したる印し半纏を着て、形にも態にも構ハす雇役に骨折し、総て其賃金を社に入れて総計十分の四を一同へ割賦し、六分を積金とする方法にて、心を戮せ、怠らされハ始め社を開くに当り千余円の入費ありしも、近頃ハこれを消却して更に二千円余を貯蓄せしゆへ、追々励まされて入社を乞ふ者多く現今二百余員になり、分社を高松・多度津等所々に設けたと申越しましたが、何でも懐ろ手して居ては喰なくなるのハ御尤だ、斯様な事でもせずハ成ります舞ねエ土族さん、

右の記事は、冒頭や末尾に見られるように、汗もかかずに利益を得ようとする高利貸しをする土族に対する当てつけのような内容である。その根底には、土族が家禄を受給していたことへの批判が横たわると思われる。家禄を奉還して得た金銭を貸して、その利子で儲けていることへの嫉妬と解するのは読み込みすぎであるうか。

ただ、本稿にとって興味深い点は、「土族の商法ハ」という書き出しでありながら、土族の成功例が掲載されている点である。なお、「日雇蟻社」は実在したことが確認できる<sup>24)</sup>。家禄奉還によって一度に大金を手にしたが、その使い方に

失敗した例もある。『日新真事誌』明治八年三月二十五日には、新設町の成島何某が子孫のためにと思つて不動産を買い建物を設けて開店式を行うために親戚や友人を集めた。その際の様子はその通りであった。

開店の式を行わんと親戚を会し、朋友を集め、声妓数名を聘し、酒流れ、肴崩れ、人々既に十分の酔を催し、將に佳境に入らんとす、此時、遅し那時早し、此日の大風颯颯此の新築靈台長屋を吹倒せしが、スワと云ふ間もなく将棋倒しに潰されしとはとんだ災難もある者なり、畢竟普請に注意せず無暗に安く安くと云ひし故にや、是から先はどふ成る島と気の毒千万に存ると或人の話なり、

開店祝いに浮かれていた時に、台風が来て、安普請の建物 が倒壊したというお話である。この記事は冒頭に「士族の商法は兎角終始を全ふせし者少なし」ではじまるのであるが、右の内容は士族ゆえに失敗したというものでもなからう。

このほかに、士族が周囲の商人から資産を巻き上げられるというケースもある。『郵便報知新聞』明治九年七月二十二日に見える旧鶴田藩家老にして東京府十等出仕とある伊東祐命<sup>(25)</sup>に関する次の記事を掲げたい。

〔伊東は〕先年過つて近江彦根在の奸商高田新助と云ふ者を信し後世の目途を定めんが為め、其息祐吉に商法を学せん事を希望し、和製の莫大<sup>めりや</sup>小舗を開店し得意も追々殖たるに、彼の新助に欺れて一瞬の間に大金を損耗し、開業後一ヶ年を経ずして閉店に及びしが、其後も彼の新

助を少しも怨まず、

同じような話は香川県高松の近況として「奮発して商法を始る人ハ奸商の爲めに資金を失ひ寒属となれり」と『郵便報知新聞』明治九年四月十日に見える。またまった資産を手にした士族たちが商人の詐術に引掛かたという説明も、士族の商売の失敗の原因の一つとして説得的に見える。<sup>(26)</sup>

以上から「士族の商法」という語句が登場した明治零年代後半において、その語り方は士族が威張つていて商売に失敗したというような語り方ではなく、もう少し多様な語り方があつたことを指摘できよう。

## 第二節 宇田川文海著『士族之商業』

ここまで見てきた「士族の商法」をめぐる語り方は、本来的には士族の商売が失敗したことが話の柱となつていた。しかし、これとは全く異なる語り方もあつた。士族が商売をはじめると失敗ばかりではなく、分野によつては成功しているという語り方である。明治二十二年に上梓された宇田川文海<sup>(27)</sup>による『士族之商業』上下巻(駿々堂)がそれに該当する。初出は「士族之商業」という題で明治二十年九月十五日より翌二十一年二月一日まで『朝日新聞』に連載された。<sup>(28)</sup>

同書のあらすじは次の通りである。福岡県出身の士族小田精一が、同じ藩出身の旧家老で奏任官であつた飯原直遠の東京の邸を訪れる場面から物語ははじまる。小田は飯原に商売を開くために百円の借金を申し込む。これに対して飯原は士

族は商売をするものではない。なんなら下級官吏として仕事を斡旋してもよいと返答する。小田はその話を断り、大阪へ行き、同地で浮き沈みを経ながら、最終的には貿易商として身を立てる。

小田は成功したが、もう一方の飯原は小田を追い返したその日から人生が暗転する。出勤したら奏任官を免職されたのである。貯蓄があつたので、それを元手に同じ藩出身で一緒に免職された元同僚たちと金貸し業をはじめ。しかし彼らの裏切りに遭って事業は行き詰まる。さらに投資話でも元官僚の知人に騙され貯蓄を潰してしまふ。挙げ句には近所で発生した火災のために家財も失うのである。飯原は投資した金を少しでも回収しようと大阪の北浜へたどり着いた時に、小田が成功した話を耳にしたため同人を訪れた。小田の会社の開業式直前に二人は再び顔を合わせるのである。

本書からは明治二十年の時点での「士族の商法」に対する認識が垣間見えて興味深い。例えば、「士族の商法」の語句が出現したのは、明治七、八年頃と記されている。<sup>(29)</sup> 題目にもなっている「士族之商業」と語句「士族の商法」との使い分けがあるのかは気になるところであるが、「頻りに失敗蹉跌を重ねた所謂士族の商業」<sup>(30)</sup> という表現もあるので、「士族之商業」は成功も失敗も含有した「士族の商法」を表現していると言えよう。

もともと、宇田川の士族の描き方には特徴がある。象徴的な箇所が前章でも言及した『日本経済史辞典』の「実業家」

の項目でも引用されている次の部分であろう。小田が借金を申し込んだ際に飯原に向かって「新聞、印刷、蚕糸、製茶、鉱山、汽船、等の事業は概ね士族流の人の手に成て従来の商人は手を其間に下し得ないやうな訳で」<sup>(31)</sup>、「士族の商人は従来の商人に比較べたら人数は少いかも知れませんがその勢力に至つては或ひは従来の商人社会を圧倒してゐるかも知れません。何故と申せば当今世上に数の多い銀行、会社、会所、商行などの重要な位置を占めてゐる者は多く士族ですから」<sup>(32)</sup> と言う。このほかにも「文明の商人は士族に限る」<sup>(33)</sup> とあるように、士族は新興の事業の担い手であることを強調する。

また、宇田川は、士族を旧来の商人と対比させることでも、彼らの特徴を浮き彫りにしている。例えば、「士族の胆力」<sup>(34)</sup> に感心する場面があつたり、「流石は士族は士族」、「覚悟が定つてゐる」、「卑屈の凝固の商人の心腸とは大違ひ」<sup>(35)</sup> とある。「士族之商業」の連載が開始された明治二十年はまさに企業勃興期である。飯原の台詞にもあるように士族が関与した会社でも成功例が見られた時期でもあつた。明治七、八年頃とは異なり、士族の商売に対する肯定的な評価の出現には経済的背景が影響していると推測されよう。

### 第三節 落語「士族の商法」

ここでは落語「士族の商法」を取り上げたい。この噺は明治期に活躍した三遊亭圓朝<sup>(36)</sup>の作であることはよく知られ、同人の全集にも速記が収められている。『円朝全集』（岩波書店）

の「後記（解題）」によれば、全集に収めた落語の底本は『中外商業新報』明治三十年十二月十四、十五日に掲載されたものであるという。<sup>37</sup>この頃も圓朝はこの型で「士族の商法」を高座でかけていたことがわかる。

もっともこの話がいつ成立したのかはこれまで検討されることはなかった。よってまずはこの点から考察してみたい。噺の成立については、圓朝が三人の弟子、具体的には「小圓朝、小圓太、勢朝」を連れて、元武士の汁粉屋に入った時の実体験に基づいていると『圓朝全集』（春陽堂）の「口絵及各篇解説」にはある。<sup>38</sup>

圓朝が右の三人の弟子たちを抱えていた時代がいつ頃であったかを『古今東西落語家事典』<sup>39</sup>によって確認したい。初代三遊亭「小圓朝」（最終的には三遊亭一朝）は明治七、八年頃に名前が付けられている。三遊亭「勢朝」は明治十年に三遊亭圓鶴に改名をしている。二代目三遊亭小圓朝（安政四年十二月十六日～一八五八年一月三十日）生）は、十八歳の時（明治七年頃か）に三代目橋家「小圓太」に改名したという。三人の弟子の名前に基づいて推測すると、明治七、八年から明治十年頃に成立した噺と考えられる。

なお、三人の弟子を連れて汁粉屋に入った話の典故は明記されていないが、『圓朝全集』の編者である鈴木古鶴（行三）は落語「真景累ヶ淵」について二代目三遊亭小圓朝（小圓太）から話を聞いている。<sup>40</sup>このことから推測すると、「士族の商法」の成立の経緯も鈴木が圓朝と現場に同道した「小圓

太」当人から聞けたため、三人の弟子の名前も記すことができたと考えて問題ないだろう。

次に内容の方に目を向けよう。圓朝の「士族の商法」は二つの噺から成る。前半は御徒町で道具屋をはじめた元旗本の話である。玄関に毛氈を敷いて自分たちの家にある道具を並べているところに玄人の商人たちが来て、「門並道具屋」が増えたので値段は下落していますからと言って目の前の道具を買いたたいていく。圓朝が「全く其の実地を見て肝を潰したが、何となく可笑味がありましたから一席のお話に纏めました」<sup>41</sup>と述べているように、この部分は彼らが威張っているから商売に失敗したというものではない。

後半は元旗本がはじめた汁粉屋で店側と客人（圓朝たち）との掛け合いが語られる。現在も中学校の教科書のコラムでは、「役人だった汁粉屋が、『町人、おかわりを食すか』『少々ひかえておれ』などと、客を見下して応対する『士族の商法』をして、落語などで笑いの種にされた」<sup>42</sup>と記されている。たしかに圓朝の噺にも「お前代を喫べるか」とか「少々控へて居や」<sup>43</sup>という台詞がある。しかし、士族が客を「見下して応対」したという部分に焦点を当てて評価することには疑問がある。

この噺は町人が武家の家に入ったことで、居心地の悪い思いをしたことが勘所と思われる。居心地の悪さを際立たせるために、玄関の様子、言葉遣い、調度品、礼儀作法などの描写が丁寧に語られる。玄関では槍・薙刀・具足・弓・鉄砲が

目に入り「最とも厳めしき体裁」と形容される。中へ案内される十二畳の書院に通される。正面には探幽の軸が掛かり、古銅の花瓶に花が挿してあり、煎茶の道具、煙草盆や火鉢まで立派な物が出てくる。お汁粉を注文すると、お姫様が小笠原流の作法で蒔絵の吸物膳にお吸い物椀を載せて持って来る。そしてその言葉遣いも町人とは全く異なる。その結果、圓朝たちは「何分窮屈で堪らぬから泡を喰つて飛出した」のであった。このように異世界のような武家邸に上がり込んだ町人の戸惑いが如実に描かれている。

ではこの噺が、今日では士族が「見下して応対」していると解釈されるのはなにゆえであろうか。この疑問を解く鍵は道具屋から汁粉屋の噺に入る前の圓朝の次の台詞にある。

当今では皆門弟等や、孫弟子共が面白をかしく種々に、色取を付けてお話を致しますから其方が却て面白い事でげすが、圓朝の申上げまするのは唯実地に見ました事を飾りなく、其儘お取次を致すだけの事でござります。<sup>(44)</sup>

このように、圓朝は自分が見たままを語っているのだが、同じ噺を彼の弟子や孫弟子たちが脚色を付けて面白おかしく語っていると述べている。実は彼らのなかでも圓朝の孫弟子である初代三遊亭遊三<sup>(45)</sup>がこの噺を大きく改変している。遊三による「士族の商法」は明治三十八年の速記<sup>(46)</sup>によると、前半が「御前汁粉」、後半が「素人鰻」という構成になっている。圓朝の型から道具を売る噺が省かれて、「素人鰻」が付け加わっている。遊三は圓朝が存命の頃から自分の型で落語「士

族の商法」を演じており、圓朝よりも客に受けていたと伝わる。<sup>(47)</sup>

遊三の型は、士族が客を「見下して応対」しているという点で大いに「色取」が付いている。士族が、客が家へ入るのにあれこれと指図し、客の名前や住所の取調を行い、客の汁粉二杯の希望に対して利益が出ないから五杯注文するように命じ、客が反駁すると「お前の指図は受ん」と述べ、「解つたら暫時控へて居れ」とまるで「御白洲へでも行たやう」に扱う。

圓朝の速記が明治三十年当時のものであることは先に述べたが、元来、この話が成立した頃の雰囲気は、圓朝が述べるように、まだ「お武家に豪い権があつた」<sup>(48)</sup>た。そのため圓朝の噺は士族を笑いの種にはしているものの、遊三の型に比べると抑制的である。それに対して明治三十年ともなれば武士であることに「権」はない。誰にも遠慮気兼ねなく笑いの種にしてもよくなった時代ということであろう。

さて、この「士族の商法」を面白おかしく語れるようになった時代状況を念頭に置いた時、研究上では「士族の商法」のイメージの文献面での根拠としても引用される次の史料の見え方も変わってくる。明治三十六年に塚原洪柿園が『文芸俱樂部』(第九卷第二三号)で発表した「三十五年前」である。

本文自体は、幕末・明治初期に関する回顧談を集めた『幕末の武家』<sup>(51)</sup>にも収録されており、よく知られる回想録である。

内容は塚原が三十五年前の慶応四年の七、八月頃の話とし

て、幕府が瓦解してから江戸市中における武士たちの生活の様子を述べる。道具屋に買い叩かれたり、銭勘定ができないのでお釣りをお客に委ねた話や原価を計算に入れていない話など、彼らの商売の失敗を滑稽に記述している。

道具屋のくだりは圓朝の「士族の商法」との類似性が見られるため模倣の可能性も考えられるが、それ以上に注意しておきたいには、「士族の商法」の事例の中に、釣り銭が数えられないとか原価を計算に入れずに商売をしていた士族の話を組み込んである点である。もちろんそのような士族も当時存在したのかも知れないが、塚原の回想自体は士族を笑うという明治三十年代の産物であることも考慮する必要がある。少なくとも右のような士族を「士族の商法」の代表例として扱うことには慎重であるべきであろう。

#### おわりに

本稿では「士族の商法」の語り方を俯瞰してみた。その結果、明治二十年頃までは多様な語りがあったことを明らかにした。そしてその語り方のなかに錦絵「士族の商法」が位置していたわけである。したがってその絵の意味するところは、少なくとも士族が威張っているから商売に失敗したという解釈ではない。

さらに、錦絵「士族の商法」自体が書物に掲載されて多くの人の目に触れるようになったのは、今のところ昭和二年一月に刊行された『企業と社会』十号が最初であると思われる。

しかも、この時点では錦絵は右のような解釈はされてはいなかった。そのような解釈が行われるようになったのは、戦後の検定教科書に錦絵が掲載されて以降のことであろう。

いずれにせよ、「士族の商法」は、語句にしても錦絵にしても、ある時期まではその解釈について変化が見られるということである。しかし、戦後の検定教科書に掲載されて以降、次第にその語り方も単純化し、ほかの語り方は廃れていく。その結果、「士族の商法」という言葉が言説として機能するようになったのではなからうか。この点については、もう一方でアカデミズムにおける士族研究の進展や停滞という側面についても考慮する必要があるが、その分析については今後の課題としたい。

#### 註

(1) 永島辰五郎は歌川国芳の門弟の一人で歌川芳虎・孟齋と号していた。同人については、吉田漱「国芳の書簡―国芳と芳虎―」(『浮世絵芸術』二二、一九六九年)、山下弥生「卒業研究 歌川芳虎」(『文化学研究』一三、二〇〇四年)を参照。

(2) 例えば、松村敏は旧金沢藩士族の分析することで、彼らが維新时期に勃興した新規事業や、それまでの役職を活かした事業に就業したことを実証的に明らかにしている(『武士の近代―一八九〇年代を中心とした金沢士族―』『商経論叢』四五―四、二〇一〇年)。

(3) 「中学社会 歴史的分野」指導書編集委員会編『中学社会 歴史的分野 教師用指導書 研究と資料編』(日本文教出版)

- 版、二〇一六年）二六三頁。
- (4) 例えば、石川県立歴史博物館編『紀尾井町事件―武士の近代と地域社会―』（一九九九年、二七頁）での錦絵「土族の商法」の解説には次のようである。
- 土族の不平不満を、「不平おこし」「熊鹿せんべい」「困弊党」「旅費鳥せんべい」などの菓子にみたてている。帳場に座っているのは鹿尾島土族。慣れない商売に失敗するものが多かった。
- (5) 『幕末・明治のメディア展―新聞・錦絵・引札―』（早稲田大学図書館、一九八七年）。
- (6) 小風秀雅は西郷を応援する「西郷絵」の一つとして解釈する説を提起している（小風秀雅「錦絵『土族の商法』の含意について」『歴史と地理』五四〇、二〇〇〇年）。しかし、錦絵中には「有平党」を西の薩とつなげておきながら、「大負け」であるとか、世間では評判が悪いとする表現が見られることから、この絵を西郷の応援とする見方は首肯しがたい。
- (7) 例えば、小西四郎『錦絵 幕末明治の歴史⑧ 西南戦争』（講談社、一九七七年）一〇二、三頁。
- (8) 前掲『幕末・明治のメディア展』二二頁。
- (9) 「饅頭」の由来については松本修『全国マン・チン分布考』（集英社、二〇一八年）第一章も参照。
- (10) 例えば、『郵便報知新聞』明治十年一月二十六日には、大阪裁判所における抜刀強盗の裁判記事が掲載されている。
- (11) 中学校用および師範学校用の『日本歴史 下』の執筆者は両書とも奥書から大久保利謙と推測される。
- (12) 日本経済史研究所の系譜は、大正十五年に京都帝国大学経済学部の本庄栄治郎の日本経済史の演習に遡る。本庄と
- 彼のもとに集まった黒正巖や菅野和太郎らの結びつきが経済史談話会、京都経済史研究会へと発展し、同研究所の開設へと繋がる。同研究所については本庄栄治郎『日本経済史研究所史』（一九五三年）を、本庄らの学問的特色などは徳永光俊編『黒正巖と日本経済学』（思文閣出版、二〇〇五年）の各論文を参照。
- (13) 前掲『日本経済史研究所史』三一―三頁ならびに四七、八頁。
- (14) 菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』（岩波書店、一九三一年）。
- (15) 戦後の研究においては、産業の戦士となった者は圧倒的に旧武士層が多かったという議論（東畑精一『日本資本主義の形成者―さまざまな経済主体―』岩波新書、一九六四年）に対して、土族と平民との割合から疑義が示されている（J. ヒルシユマイア著、土屋喬雄・由井常彦訳『日本における企業者精神の生成』東京経済新報社、一九六五年）。この点については石井寛治『日本経済史 第二版』（東京大学出版会、一九九一年）を参照。
- (16) 上田貞次郎は一般に日本における経営学の祖としてその名が知られる。同人の著作を分析した上田辰之助によれば、上田は土族精神を力説し、企業者職分論を唱え、社会の改造を指向していたという（上田辰之助「新自由主義の企業者職分論―土族的職分思想家としての上田貞次郎博士―」『一橋論叢』七一―、一九四一年）。このほかに上田貞次郎の研究としては、西沢保「上田貞次郎の経済思想―社会改造と企業者を中心に―」（杉原四郎編『近代日本とイギリヌ思想』日本経済評論社、一九九五年）、同「上田貞次郎の新自由主義・日本経済論」（都築忠七ほか編『日英交流

- 史五 社会・文化』東京大学出版会、二〇〇一年）も参照。
- (17) 上田貞次郎『上田貞次郎日記 晩年編』（慶応通信株式会社、一九六三年）一〇七、八頁。
- (18) 錦絵「士族の商法」を所蔵していた猪谷善一は、上田の教え子で東京商科大学の助手である。猪谷については、大島真理夫「日本経済学形成における類型論と段階論―黒正巖と猪谷善一―」（前掲『黒正巖と日本経済学』）など、大島の一連の研究が詳しい。
- (19) 上田たちは大正天皇崩御の場合も想定して黒梓付きにすることも検討していたが、結局、印刷を十二月二十四日までに終えてしまった。しかし、その後崩御となったため十号そのものに黒梓は施されていない（前掲『上田貞次郎日記 晩年編』一一〇、一頁）。
- (20) 『企業と社会』十号、二六頁。
- (21) 同右、二三頁。
- (22) 猪谷善一『明治維新経済史』（改造社、一九二八年）一六八、九頁。
- (23) 『人間と歴史 下』（昭和二十九年検定、大修館書店、一二二頁）には、「士族の商法というのはあざけりのことばに近いが、日本資本主義は士族出身のものがおし進めたのである」と記される。
- (24) 日庸蟻社は、権令と意見が合わずに官吏を退職した丸亀士族たちとともに三橋らによって明治八年九月に設立された（木原薄幸・丹羽佑一・田中健二・和田仁『香川県の歴史』山川出版社、一九九七年、二六四、五頁）。
- (25) 伊東が明治九年十二月の時点で東京府十等出仕であったことは別な史料でも裏付けられる（『進退原議 冊ノ五』東京都公文書館所蔵）。なお、伊東は歌人としても知られ、
- 明治十七年に宮内省へ移る。
- (26) なお、ここに引用した二つの記事では「士族の商法」という語句は用いられてはいない。本稿では、「士族の商法」とは士族が馴れない商売に手を出して失敗したことを意味するので、その逆、つまり士族が馴れない商売に手を出して失敗したことは「士族の商法」を意味するも成り立つと考えて議論を進めている。しかし、ここでは「士族の商法」という語句が使用されていないため、詐欺に遭ったケースは「士族の商法」には含まれない可能性もなくはない。この点についてはもう少し事例を収集してから判断したい。
- (27) 宇田川は嘉永元年に江戸で道具屋の子として生まれる。明治以降、いくつかの新聞社勤務を経て明治十四年に大阪朝日新聞社に入社し、新聞連載を担当する。明治十八年に同社を退社するも連載を何度か受け持つ（堀部功夫「宇田川文海伝の筋書」『同志社国文学』七、一九七二年）。
- (28) 同右。
- (29) 『士族之商業』上巻、一〇頁。
- (30) 同右下巻、四四頁。
- (31) 同右上巻、一〇頁。
- (32) 同右上巻、一〇、一頁。
- (33) 同右上巻、一一頁。
- (34) 同右上巻、六七頁。
- (35) いずれも、同右上巻、一二四頁。
- (36) 三遊亭圓朝については、矢野誠一『三遊亭圓朝の明治』（文春新書、一九九九年）、須田努『三遊亭圓朝と民衆世界』（有志舎、二〇一七年）を参照。
- (37) 清水康行・佐藤かつら・横山泰子校注『円朝全集』十三卷（岩波書店、二〇一五年）四七六頁。

- (38) 鈴木行三校訂編纂『圓朝全集』十三卷(春陽堂、一九二八年)七四三頁。
- (39) 諸芸懇話会、大阪芸能懇話会共編『古今東西落語家事典』(平凡社、一九八九年)。
- (40) 「圓朝遺聞」(前掲『圓朝全集』十三卷、五九八頁)。
- (41) 前掲『圓朝全集』十三卷、二八五頁。
- (42) 『ともに学ぶ人間の歴史 中学社会 歴史的分野』(学び舎、二〇一六年)一七三頁。
- (43) 前掲『圓朝全集』十三卷、二八七頁。
- (44) 同右、二八五頁。
- (45) 初代三遊亭遊三の本名は小島長重といい、元は御家人であった。圓朝への弟子入りを希望したが、圓朝がもう弟子を取らないということから、圓朝の弟子で旧知の仲であった三遊亭圓遊の門下となる(前掲『古今東西落語家事典』)。
- (46) 『文芸倶楽部』第十一巻第四号(一九〇五年)一五三―六五頁。
- (47) 前掲『圓朝全集』十三卷、七四三頁。
- (48) 同右、二八六頁。
- (49) 例えば、落合弘樹『秩禄処分―明治維新と武士のリストラー』(中公新書、一九九九年)四六頁。
- (50) 塚原は嘉永元年に幕臣の子として生まれる。横浜毎日新聞から東京日日新聞に移り、記者をつとめる一方で歴史小説をかいた(『明治時代史大辞典』)。
- (51) 柴田宵曲編『幕末の武家』(青蛙房、一九六五年)。

## 付記

本稿作成にあたっては関西農業史研究会をはじめ様々な研究会で有益なコメントを頂いた。末筆ながら記して感謝の意を表したい。